事例No.	641
公表年度	H29
団体の属性	指定都市
団体名	静岡県浜松市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・新たな政策手法の確立・活用 ・公共施設活用

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

下水道事業へのコンセッション方式導入

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	下水道事業へのコンセッション方式導入
団体名	浜松市
事業名(事業区分)	公共下水道
法適用区分	全部適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	807,893	行政区域内面積(㎢)	1,558.06
供用開始年月日	昭和41年10月	処理区域内人口(人)	646,216
処理区域内面積(ha)	13,994.0	施設利用率(%)	69.90%
職員数(人)	111	営業費用(千円)	17,394,157
営業収益(千円)	12,181,402		

※上記表中の「行政区域内人口」は、平成29年1月1日時点。「行政区域内面積」は、平成28年10月1日時点。それ以外の計数は、H29年3月末時点。

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

西遠流域下水道は静岡県の所管であったが、平成17年7月の市町村合併により流域下水道の区域がすべて浜松市となったため、「市町村の合併の特例に関する法律」に規定する移管までの猶予期間10年間が経過した平成28年4月に浜松市に移管された。移管に伴い職員の配置が必要となるが、浜松市は大幅な増員が困難な状況にあり、かつ移管を機に運営の一層の効率化を推進する必要があった。
長期間に亘り維持管理と改築を一体的に推進するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和による持続可能な事業運営を期待し、コンセッションを導入するもの。

(2)検討を開始した契機・導入過程

①検討スケジュール

・平成23年度に「公共下水道における包括的民間委託・公共施設等運営権活用検討業務」(国交省先導的官民連携支援事業)を実施。「運営＋更新対応型DBO」・「コンセッション型PFI」が有効として、今後の推進に向けた課題を整理。(検討対象は、西遠処理区とは別の処理区。)
・平成25年度に「西遠流域下水道調査業務」(国交省先導的官民連携支援事業)を実施。コンセッション導入に向けた具体的検討を開始。
・平成26年度に「西遠浄化センターを核とした再生エネルギー活用と地域活性化促進のための基盤整備調査」(国交省官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業)を実施。新技術開発導入による革新的な改築更新の実施に寄与することを目的として、施設機能確認、改築基本計画の検討等を実施。
・平成26年度に「西遠流域下水道事業情報整備調査」(国交省先導的官民連携支援事業)を実施。コンセッションの導入に向け、インフォメーションパッケージの整備及び改築更新事業等のシナリオ作成等を実施。

②事業者選定のスケジュール

平成27年6月	実施方針(素案)の公表・意見の受付
平成27年12月	実施方針(案)及び要求水準書(案)の公表・意見の受付
平成28年2月	実施方針の公表、特定事業の選定
平成28年5月	募集要項等の公表
平成28年12月	提案書類の受付
平成29年3月	優先交渉権者の決定・基本協定の締結
平成29年10月	公共施設等運営権実施契約の締結
平成30年4月	事業開始

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

①事業名称

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業

②事業方式

公共施設等運営事業(コンセッション方式)

③事業期間

・20年間(本事業が開始された日から20年を経過する日が属する事業年度の末日まで)
・不可抗力事象発生や市の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、市と運営権者の協議により期間延長を行うことも可能(但し、運営権設定日の25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない)。

④対象施設の規模

・処理区の面積:10,346ha・汚水流入量:5,165万㎥/年(平成28年度実績)
・対象施設
西遠浄化センター(面積:約280,600㎡・処理能力:200,000㎥/日(現状・日最大))
浜名中継ポンプ場(面積:約3,700㎡・送水能力:57㎥/分(現状・時間最大))
阿蔵中継ポンプ場(面積:約590㎡・送水能力:3.5㎥/分(現状・時間最大))



⑤利用料金

・西遠処理区の使用者が支払う料金(使用料等)は、浜松市下水道条例の規定に基づき、市内同一の算出方法で算定される。(汚水排出量が同じであれば、西遠処理区と他処理区で同一料金となる。)
・運営権者が収受する利用料金は、西遠処理区における使用料等に一定の割合(利用料金設定割合)を乗じて算定される。利用料金設定割合は、浜松市下水道条例において「3割までの範囲内で管理者の定める割合」とされ、当初提案時に用いる利用料金設定割合は27%である。
・運営権者は、5年に1回使用料等の改定を提案できる。また、使用料等の改定とは別に、5年に1回利用料金設定割合の改定を提案できる。これらの場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。
・事業環境の著しい変化があった場合、法令等の変更又は市の計画変更があった場合、その他市が必要と認める場合についても、利用料金設定割合の改定について協議ができる。

⑥費用負担

・運営権者は、義務事業及び附帯事業の経営・維持管理に係る全ての費用を負担する。
・義務事業の一部である運営権設定対象施設の改築は運営権者が行い、以下の費用を負担する。
(改築費用の10分の1相当額)ー(事業期間終了以降に係る減価償却費相当額)
なお、改築費用の10分の9相当額及び事業期間終了以降に係る減価償却費相当額は市が負担する。また、改築には国補助金を充当することを想定している。
・任意事業は運営権者の独立採算にて実施。

⑦官民の役割分担

【公共の業務】

・下水道施設の所有、管渠の管理、土木・建築施設の改築、モニタリング等

【民間事業者の業務】

・義務事業（経営に係る業務・改築及び維持管理に係る企画/調整/実施に関する業務）

・附帯事業（新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行う事業。応募者の提案により実施）

・任意事業（事業用地及び施設において独立採算で行う事業。応募者の提案により実施）

（2）効果

①VFM （現在価値換算後）

VFM（事業期間中の事業費総額の縮減額）＝8,656百万円

※PSC（市自ら実施する場合の予定事業費総額）＝60,047百万円

※PSC-LCC（運営権者が実施した場合の予定事業費総額）＝51,390百万円

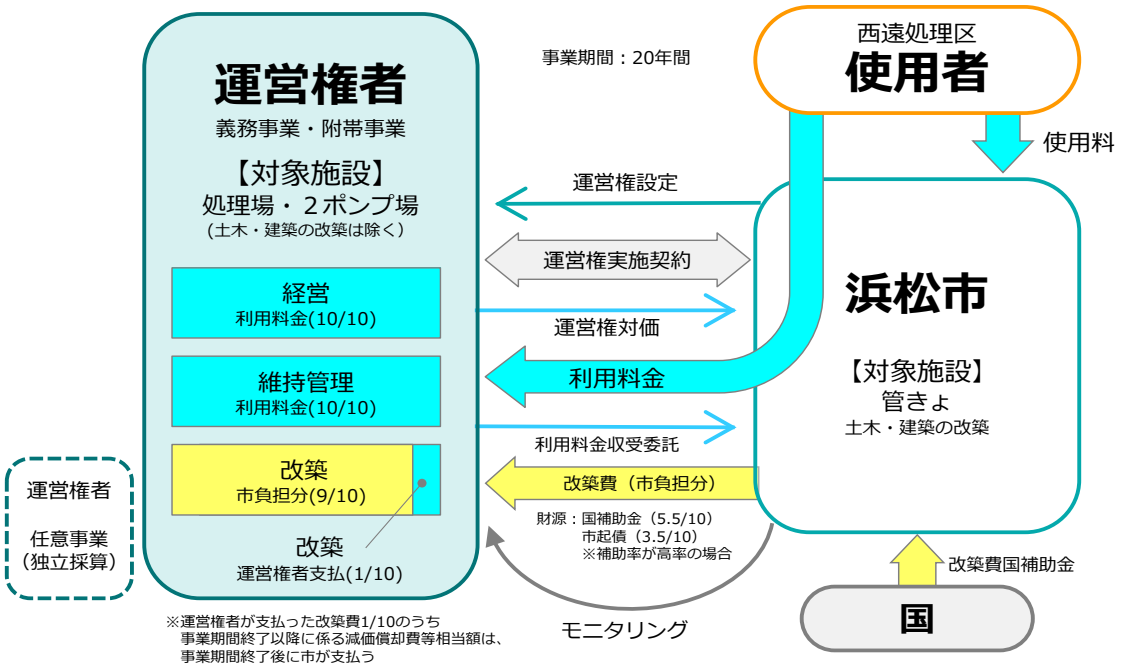
VFM（事業期間中の事業費総額の縮減率）＝14.4%

※特定事業の選定時の市の試算は7.6%

②運営権対価25億円（事業期間20年間）

③アセットマネジメントの先行的導入

④地域貢献（地域との連動や協働）



3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

（1）他の自治体の参考となると考えられる点

当該事業は、全ての施設を対象とした「フルパッケージ型」コンセッションではなく、西遠処理区の処理場・ポンプ場の運営に限定した「部分型」コンセッション」であり、他の自治体においても、事業環境に応じた事業スキームを適用することが可能だと考えられる。

（2）今後の課題等

モニタリング（事業の履行監視）の適正な実施

〇問合せ先

担当課	浜松市上下水道部上下水道総務課		
TEL	053-474-7019	MAIL	suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp